答 申

1 審査会の結論

埼玉県教育委員会(以下「実施機関」という。)が「埼玉県教育委員会定例会会議録(第 〇〇〇回、第〇〇〇回)のうち〇〇〇に関する部分」(以下「本件対象保有個人情報」という。)について平成25年12月24日付けで行った部分開示決定は、妥当である。

2 異議申立て等の経緯

(1) 処分の経緯

異議申立人(以下「申立人」という。)は、埼玉県個人情報保護条例(平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。)第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し平成25年12月10日付けで、「教育委員会会議録(本人〇〇〇〇に関する部分)平成〇〇年〇〇月〇〇日 平成〇〇年〇〇月〇〇日」の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

これに対し実施機関は、条例第21条第1項の規定に基づき平成25年12月24日付けで本件対象保有個人情報について部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、申立人に通知し開示を行った。

(2) 異議申立ての経緯

申立人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づき、実施機関に対 し平成26年2月24日付けで、本件処分のうち不開示部分を開示することを求める 旨の異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行った。

(3) 審査の経緯

ア 当審査会は、本件異議申立てについて平成26年3月14日、実施機関から条例 第41条の規定に基づく諮問を受けた。

イ 当審査会は、本件異議申立てについて平成26年3月14日、実施機関から理由 説明書の提出を受けた。

- ウ 当審査会は、本件異議申立てについて平成26年4月15日、申立人から意見書 の提出を受けた。
- エ 当審査会は、本件異議申立てについて平成26年9月24日、実施機関からの意見聴取を行った。
- オ 当審査会は、本件異議申立てについて平成26年9月24日、申立人による口頭 意見陳述の聴取を行った。

3 申立人の主張の要旨

(省略)

4 実施機関の主張の要旨

- (1) 申立人は、不開示部分のうち発言内容については、申立人が別途開示請求を行って 入手した「職員事故報告書(平成○○年○○月○○日付け親○○第○○号)」、「○○○ ○教諭(○○歳・○○○○高校)のその他事故に係る事情聴取」、「事実確認書(○○ 教諭)」(○○月○○日分及び○○月○○日分)、「処分事由説明書」及び「評価理由書」 (以下「他資料」という。)において開示されている内容を含んでいると主張している。 しかし、開示決定文書の不開示部分には、他資料において開示されている内容が含まれていない。
- (2) 申立人は、この発言内容には、申立人が基本的人権侵害を回復するための重要な内容が含まれていると主張する。

しかし、当該主張は、不開示情報に該当する発言内容を不開示としたことと関連性がない。不開示とした発言内容について、申立人が基本的人権侵害を回復するための重要な内容を含んでいるかは、懲戒処分に対する審査請求等において判断されるべきことである。

(3)以上のとおり、本件異議申立てには理由がないので棄却されるべきである。

5 審査会の判断

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、非公開で実施された埼玉県教育委員会定例会の会議録で

あり、開催年月日、議案、発言者の個人名と職名、発言内容及び付議された事件の決 定に関する事項等が記載されている。

申立人は、本件処分の不開示部分は条例第17条の不開示情報に該当しないと主張 しているので、当審査会では本件対象保有個人情報を見分した上で、不開示部分の不 開示情報該当性について以下検討する。

(2) 第○○○回会議録10ページ1行目の学校名について

条例第17条第3号は、「開示請求者(中略)以外の個人に関する情報(中略)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定し、ただし書イ、ロ又はハに該当する情報は不開示情報から除くものとしている。

本件処分において不開示とされた学校名については、これを開示すると当該不開示とされた学校において発生した過去の事件について想起させることとなる。当該事件については事件当時から教育委員会によって公表されているものではあるが、当該事件の関係者は当該事件とは関係のない本件開示請求によって他人に開示されることは予期しておらず、みだりにこれを開示した場合に当該事件の関係者のプライバシーが侵害される可能性がある。

したがって、不開示とされた学校名は、開示することによりなお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、条例第17条第3号に該当し、同号ただし書イ、ロ又はハのいずれにも該当しないと認められるので、同号に規定する不開示情報に該当する。

(3) 発言者の個人名及び職名について

条例第17条第7号では、「県の機関(中略)が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

本件対象保有個人情報は、教職員の処分等について審議した会議録である。このよ

うな会議で誰がどんな発言をしたのかが明らかになると、今後、会議の発言者が審議の対象となる処分等の関係者から個人的な干渉を受けることを恐れ、率直な意見や情報の交換ができなくなり、公正かつ円滑な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件対象保有個人情報における発言者の個人名及び職名は、条例第17条第7号に規定する不開示情報に該当する。

(4) 発言内容の一部について

ア 本件対象保有個人情報のうち不開示とされた発言内容には、生徒や保護者等、開示請求者以外の特定の個人に関する情報が含まれている。これらの情報は当該個人の言動、感情、心身の状況等の個別具体的な情報であることが認められ、複数の発言内容を合わせると申立人が見れば開示請求者以外の特定の個人を識別することができ、又は開示することにより当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

したがって、不開示とされた発言内容のうち開示請求者以外の特定の個人に関する情報は条例第17条第3号に該当し、同号ただし書イ、ロ又はハのいずれにも該当しないと認められるので、同号に規定する不開示情報に該当する。

イ また、不開示とされた発言内容には、発言者の所感や処分内容の具体的検討も含まれている。これらの情報は、当該会議が非公開で行われたものであることから、公にされないことを前提に発言されたものであると考えられ、これらが開示されると、会議の出席者が具体的な発言を躊躇したり、関係者から積極的な協力が得られなくなったり、教職員の処分に係る事務において率直な意見や情報の交換ができなくなるなど、今後の人事管理に係る事務に関し公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、不開示とされた発言内容のうち発言者の所感等に関する情報は、条例第17条第7号に規定する不開示情報に該当する。

(5) 申立人のその他の主張について

申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名) 大森三起子、髙佐智美、田村泰俊

審査会の経過

年 月 日	内 容
平成26年 3月14日	諮問を受ける(諮問第119号)
平成26年 3月14日	実施機関から理由説明書を受理
平成26年 4月15日	申立人から意見書を受理
平成26年 7月23日	審議
平成26年 9月24日	実施機関からの意見聴取、申立人による意見陳述及び審議
平成26年10月15日	審議
平成26年11月19日	審議
平成26年12月24日	審議
平成27年 1月26日	答申